

藤沢市教育委員会 3 月定例会会議録

日 時 2019 年（平成 31 年）3 月 20 日（水）
午後 6 時 20 分
場 所 本庁舎 3 階 3－3 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
 - (1) 臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（平成 30 年度藤沢市一般会補正予算）に同意することについて）
- 5 議 題
 - (1) 教育長職務代理者の指名について
- 6 議 事
 - (1) 議案第 39 号 新たな市指定重要文化財の指定について
 - (2) 議案第 40 号 藤沢市図書館 に関する規則の一部改正について
 - (3) 議案第 41 号 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について
 - (4) 議案第 42 号 第 3 期藤沢市教育振興基本計画の策定について
 - (5) 議案第 43 号 藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針について
 - (6) 議案第 44 号 藤沢市の部活動の在り方に関する方針について
- 7 閉 会

出席委員

1 番 平 岩 多恵子
2 番 中 林 奈美子
3 番 大 津 邦 彦
4 番 飯 島 広 美
5 番 木 原 明 子

出席事務局職員

教育部長	村 上 孝 行	教育次長	神 原 勇 人
生涯学習部長	秋 山 曜	生涯学習部参事	須 田 泉
教育部参事	佐 藤 繁	教育部参事	小 池 規 子
教育指導課長	窪 島 義 浩	学校給食課長	板 垣 朋 彦
学校施設課長	山 口 秀 俊	総合市民図書館長	高 橋 眞智子
郷土歴史課長	横 田 淳 一	スポーツ推進課長	西 台 篤 史
教育総務課主幹	須 藤 和 久	生涯学習総務課主幹	山 口 雄 賢
教育指導課課長補佐	坪 谷 麻 貴	生涯学習総務課課長補佐	峯 千 鶴
郷土歴史課課長補佐	田 村 敏 雄	郷土歴史課学芸員	荒 井 秀 規
教育指導課指導主事	山 田 大	教育指導課指導主事	溝 尾 昌 也
書 記	鈴 木 憲二郎		

平岩教育長 ただいまから藤沢市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、4 番・飯島委員、5 番・木原委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、4 番・飯島委員、5 番・木原委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

ないようですので、このとおりに了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、このとおりに了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 続きまして、教育長報告を行います。

(1) 臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(平成 30 年度藤沢市一般会計補正予算)に同意することについて)、事務局の説明を求めます。

村上教育部長 臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(平成 30 年度藤沢市一般会計補正予算)に同意することについて)、申し上げます。

本議案は平成 30 年度藤沢市一般会計補正予算について、市長から意見を求められたところ、臨時会を開催する暇がなく、緊急やむを得ない事情だったことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、3 月 13 日に臨時に代理したものです。このことから同規則第 3 条第 2 項の規定により教育長が臨時に代理した場合においては、次の教育委員会の会議に報告しなければならないことから、本日、ご報告するものです。

この補正予算につきましては、教育部において歳出・歳入の補正予算及び繰越明許費補正を計上いたしましたので、その内容をご説明いたします。

(資料参照)

教育部の歳出について、1 の学校施設環境整備事業費(中)につきましては、平成 31 年度に文部科学省に国庫補助申請予定であった中学校 3 校のトイレ改修工事が、平成 30 年度に前倒しして交付を受ける見込みであることから増額補正を行うものです。なお、この事業につきましては、年度内での完成が難しいことから予算全額を平成 31 年度に繰り越す繰越明

許費補正となっております。以上、教育部の歳出は2億9,832万8,000円でございます。

次に、歳入については、歳出でご説明いたしました国庫補助事業に基づき、学校施設環境改善交付金及び大規模改造事業債の増額補正を行うものです。以上、教育部の歳入は2億9,787万5,000円でございます。なお、詳細につきましては、2ページ以降をご参照いただきたいと思います。

それでは、臨時代理書を読み上げます。(議案書朗読)

なお、この一般会計補正予算につきましては、本会議において可決されました。詳細につきましては、4月の定例会でご報告いたします。

平岩教育長 ただいま報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告を終わります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 これより議題に入ります。

(1) 教育長職務代理者の指名についてを審議いたします。この議題につきましては、飯島現教育長職務代理者の任期が2019年3月31日をもって満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、2019年4月1日から2020年3月31日までの間の藤沢市教育委員会教育長職務代理者を指名するものです。教育長職務代理者には経験も豊かで幅広い見識を持っておられます大津委員を指名いたします。任期は2019年4月1日から2020年3月31日までの1年間です。よろしく願いいたします。この議題につきましては、これで終わりいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 続きまして、議事に入ります。

議案第39号新たな市指定重要文化財の指定についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

横田郷土歴史課長 議案第39号新たな市指定重要文化財の指定について、ご説明申し上げます。(議案書参照)

今回、この議案を提出いたしましたのは、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により、市内に所在する文化財のうち、本市にとって重要なもの1件について新たに市指定重要文化財に指定し、その保護、活用を図るためでございます。なお、今回の指定候補につきましては、去る1月21日に本市文化財保護委員会に諮問いたしまして、指定にふさわしいとの答申を受けたところでございます。

続きまして、指定物件の概要をご説明いたします。(資料参照)

新たな市指定物件 鶴沼の印袴纏は、市内でも、特に鶴沼地区に栄えた別荘文化を示す具体的な民俗資料で、点数が揃っていること、来歴がわかるものが少ないことなど、藤沢の近現代史の一端を語る歴史資料としても重要なものであり、市の指定文化財にふさわしいものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長

生涯学習部の説明が終わりました。議案第 39 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 39 号新たな市指定重要文化財の指定については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長

続きまして、議案第 40 号藤沢市図書館に関する規則の一部改正についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

高橋総合市民図書館長

議案第 40 号藤沢市図書館に関する規則の一部改正についてをご説明いたします。(議案書参照)

本議案は、改築工事等を進めてまいりました藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設(Fプレイス)の設置に伴い、藤沢市藤沢市民図書室が複合施設に移転する等により、規則の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。(新旧対照表参照) 第 3 条の藤沢市藤沢市民図書室の位置を「藤沢市本町 1 丁目 12 番 7 号」に改める等規定の整備を図るものです。附則につきましては、規則改正の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日とするものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長

生涯学習部の説明が終わりました。議案第 40 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 40 号藤沢市図書館に関する規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長

続きまして、議案第 41 号藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

西台スポーツ推進課長

議案第 41 号藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正についてをご説明いたします。(議案書参照)

今回、本規則の一部改正をお願いいたしますのは、学校体育施設開放事

業の実施に当たり、規則第4条に基づき管理指導員を委嘱し、配置しておりますが、業務内容に合わせた任用形態に変更したいためご提案申し上げます。改正の内容につきましては、第4条第2項中「居住する者」の次に「又は利用団体等」を加え、「委員会が委嘱する」を「教育長が専任する」に改める。また第18条の報酬についての条文を削り、第19条を第18条とするものです。附則第1項については、施行期日を本年4月1日とするものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長

生涯学習部の説明が終わりました。議案第41号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第41号藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長

議案第42号第3期藤沢市教育振興基本計画の策定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事

議案第42号第3期藤沢市教育振興基本計画の策定について、ご説明申し上げます。本市におきましては、平成27年度に第2期藤沢市教育振興基本計画を策定し、「未来を拓く学びの環 ふじさわ」の理念のもと、教育の充実に取り組んでまいりましたが、平成31年度に計画の期間が終了することから、今後の教育政策の方向性を見据え、取り組むべき課題を整理し、さらに教育の振興を図るため、「第3期藤沢市教育振興基本計画」を策定するものです。

計画が策定するまでの流れをご説明いたします。(資料参照)

計画の策定に当たりましては、学識経験者や地域関係者、学校関係者で構成された策定委員会を設置いたしまして、計画策定についての意見を求めるため、教育委員会より5月に諮問を行います。その後、策定委員会におきまして、5月から6月にかけて計画の基本方針の検討、6月から7月にかけて施策の柱について検討し、計画の骨子案が策定されます。その結果を8月に策定委員会から教育委員会に対し、答申という形で報告がなされます。その後、骨子案を9月市議会定例会に報告し、9月から10月にかけてパブリックコメントを行い、議会、市民意見を取り入れ計画の骨子を確定してまいります。そして10月から1月にかけて、この計画の骨子の柱に関する事業の選定を行い、2月市議会定例会に報告した後、3月教育委員会定例会にて確定させてまいります。このようなスケジュール

ルで計画策定を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 42 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

中林委員 私は第 2 期策定委員会委員をさせていただいたのですが、そのときから変わっているなと思いましたので、何かきっかけがあったらと思いますので、伺いたいと思います。確か諮問とか答申もなかったような気がしますし、パブリックコメントもそのときは取られなかったような気がするのですが、今回、4 年ありましたので、何か考えるきっかけがあったのか伺いたいと思います。

神原教育次長 今回、策定につきまして、こういう形で委員会に諮らせていただきまして、最終的に委員会の議決をもって第 3 期の教育振興基本計画を策定していこうという意向によるものでございます。前回と違うのは、27 年のときは中間の見直しのときだったと思います。今回はちょうど 10 年がたちますので、全体の見直しを考えまして、こういう形を取らせていただいたのと、教育振興基本計画には生涯学習部門もでございます。それからこの間に「教育大綱」等も策定されているという経過もでございますので、広く市民のご意見、学校教育、生涯学習の市民に関わる部門もたくさんございますので、その辺の意見も取り入れた中での計画にさせていただきたいということで、このようなスケジュールでの進め方を取らせていただいたということでございます。

中林委員 確かに前回は中間だったという説明がありまして、大きな変更はしないような動きの中で 8 本目の柱が新しくでき上がったという経過があったのですが、そのときも市民の方のご意見をいけば、もっと違う形でいいものができたのではないかと振り返って思ったものなので、より良い形になっていただければいいなと思って伺ってみました。

平岩教育長 他にありますか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 42 号第 3 期藤沢市教育振興基本計画の策定については、原案どおり決定いたします。

XX

平岩教育長 続きまして、議案第 43 号藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

村上教育部長 議案第 43 号藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針について、ご説明申し上げます。(資料参照)

3 ページの「1. はじめに」では、近年、社会状況に応じた学校教育の改善・充実が求められている中で、教員の長時間勤務は社会的問題にまで発展しています。こうした状況を踏まえ、国ではさまざまな取り組みがされております。本市におきましても教職員の働き方改革を推進するため、このたび、この方針を策定することといたしました。

4 ページは、方針策定に当たっての基本的な考え方について記載しております。この方針策定に当たっては、藤沢市の学校教育の目指すものとして掲げている「えがおあふれる学校づくり」の実現に向けて取り組むもので、単に教職員の長時間労働についての是正だけではなく、この取り組みによって教職員が児童生徒としっかり向き合うことができ、学習をはじめとした学校生活の充実を図ることができるように取り組んでいくというものです。

5～6 ページは、これまでの国の取組状況、7 ページには県の取組状況、8 ページには藤沢市が実施した教員の勤務実態アンケートの結果概要を記載しています。

9 ページから 12 ページは、藤沢市の学校を取り巻く環境の変化、いじめ認知件数や不登校など主に関連性の高い項目の推移について掲載しております。

13 ページは、教職員の働き方改革に向けた取組の体制について記載しています。教職員の働き方改革の推進に当たっては、教職員、学校、教育委員会の3者が一体となって、働き方改革の必要性や目的について共通認識を持って取り組んでいくことが重要となります。また、あわせて教職員は教職員一人ひとりが働き方改革の必要性を理解し、みずからの働き方について考え、そして実践していくこと、学校は教職員が着実に働き方改革を実践できるよう、教職員の意識啓発を図るとともに、教職員が働きやすい職場環境づくりに組織として取り組んでいくこと、また、教育委員会は教職員の働き方改革が迅速かつ着実に実行できるよう、学校と連携して、より良い環境整備が図れるよう取り組んでいくことと、それぞれの役割を果たすことで改革を推進することとしております。

14 ページから 26 ページは、教職員の働き方改革に向けた具体の取り組みについて記載しています。14 ページは、具体の取組を一覧であらわしたものになります。取組に当たっては4つの柱を軸として実施していきます。1 点目の「人的支援・人材活用」では、教職員以外の専門的なスタッフ等の配置により、児童生徒への支援の充実とともに、教員本来の業務に専念できるよう「チーム学校」として組織力の強化を図っていきます。

2 点目の「業務改善による効率化」では、ICT 等を活用した業務改善や

文書事務・調査依頼等の業務改善を行い、業務の効率化を図っていきます。

3点目の「業務の適正化」では、学校や教職員の担うべき業務の適正化を行い、負担軽減を図っていきます。

4点目の「教職員の意識改革」では、働き方を推進していくために、管理職のマネジメント強化とともに、教職員一人ひとりの働き方改革に向けた意識の醸成を図っていきます。

これら4本の柱の下には19の取組が位置づいており、1点目の「人的支援・人材活用」では、(1) 児童支援担当教諭の配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等によるほか記載の5項目。2点目の「業務改善による効率化」では、(1) ICT化の促進・利便性の向上による業務改善ほか、記載の2項目。3点目の「業務の適正化」では、(1) 部活動休養日の設定ほか記載の5項目。4点目の「教職員の意識改革」では、(1) 働き改革に向けた管理職のマネジメント強化ほか記載の3項目にそれぞれ取り組んでまいります。なお、15ページから26ページに、今申し上げた取組についての現状、今後の方向性、導入スケジュールを記載しています。

最後に、「基本方針の進捗管理」では、基本方針策定後については、学校関係者並びに教育委員会関係課で構成する「藤沢市立学校 働き方改革推進委員会」を設置し、この中で実施事業についての進捗管理、評価を行い、必要に応じて次年度以降に見直しを行っていきます。また、検討段階の事業については、推進委員会の中で協議し、必要に応じて具体的な取り組みを検討するワーキンググループを設置し、柔軟に対応することで早期実施を目指してまいります。なお、この取り組みを教職員に対して広く周知を図るため、基本方針をわかりやすくまとめた概要版を作成し、全教職員に配布いたします。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長

事務局の説明が終わりました。議案第43号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

大津委員

13ページの3者の役割が体系列になっていて、教職員と学校と教育委員会それぞれの役割が記載されているが、14ページ以降の具体的な取組の部分になると、いろいろ項目が載っていて、これはこれでいいことだと思うのですが、例えば教職員の方が具体的にどこを取り組むのか、その辺はどんなふうリンクしていくのか、もしくはその3者との役割がもう少し明確になって、具体的な取組もそういうふうな表記になっていけば、もう少しわかりやすいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

佐藤教育部参事

3者のそれぞれの取組のパートといった部分のご質問かと思えます。ま

ず、教職員の方につきましては、書かせていただいたとおり、働き方改革を推進していく一番の担い手になる方々かと思っておりますので、そういった働き方を進めていく必要があるという意識づけをしっかりと持っていただくことが必要と思っております。とかく教職員の方々におかれては、児童生徒のためということが一番に念頭に置いて業務をおやりになっている方がほとんどかと思うのですけれども、そういったことがどうしても前面に出してしまうと、その結果として長時間労働になってしまうということに結びつくことが大変多いというふうにも聞いておりますので、児童生徒のためという気持ちはもちろん大切かと思うのですけれども、次の意識としては働き方改革を進めていくためには、こういうことをやっていかなければいけないということ、書かせていただいている項目を十分理解していただくことが重要かと思っております。そういった上で学校は、教職員が意識を醸成できるような形で職場環境づくりを、学校長のマネジメントのもとしっかりやっていくことが必要かと思っておりますし、教育委員会はそういったことが進められるよういろいろな環境整備、例えば予算立てをすとか、働きかけをすとか、周知・啓発を図るとかということを行っていく必要があると考えております。

大津委員

質問がうまくできなかつたと思うのですが、3者の教職員と学校と教育委員会という体系図になっていて、右側には具体的な取組として、1つ目が人的支援・人材活用等4つ載っています。そうすると、例えば人材支援の(1)児童支援担当教諭の配置は、この3者のどこが責任を持ってやるのか、それぞれの項目の具体例はどこが責務を負ってやるのかというのが、この中に記載されているともう少しわかりやすいし、先生方も理解しやすいだろうし、自分たちがこれをやらなければいけないということが新たになるのではないかという意味で質問をいたしました。

神原教育次長

ご指摘ありがとうございます。確かに3者の役割の部分と具体的な取組の柱の紐づけというのかわかりづらいという形だと思います。基本的にはこの4本の柱の中の各項目についても、この中で例えば教育委員会が主に取り組むべきもの、それから教育委員会と学校が共に取り組むべきものとか、それから4本目の柱の「教職員の意識改革」というところに関する、教職員が主に取り組むべきものというような形で多少輻輳しております。15 ページ以降のそれぞれの取組についての現状と今後の方向性というところに、若干その主体というか、「今後の方向性」のところ、例えば(2)の「部活動指導員制度の検討」では、各学校において検討していきますとか、教育委員会はこういうことをやっていきますというところでも若干整理をさせていただいているところでございます。これについては、今、

大津委員からご指摘をいただいたことも含めて概要版等に、そういったものも補足をしながら、教職員には周知を図って、教職員がこのことをきちんと理解をして、みずから率先して取り組むことが一番大切になってくることだと思っております。そういう意味で教育委員会として、その環境整備のバックアップをしてみたいと思います。

飯島委員

教職員の働き方改革ということで案が具体的に出てきました。長年の教職員の考え方としては、子どもたちのために最善を尽くすということの中で、自分の時間を犠牲にしながら仕事をしていく、その中で喜びを感じているところもありましたけれども、教員全員がそういう形にはならない、子育て世帯の若い教員もいますし、介護の問題を抱える教員もいる。その中で、どのあたりで教育と働き方のバランスを取っていくのか、非常に難しいところがあると思いますが、教員の働き方の意識改革ということが非常に大切になるなと思っております。その中で例えば「人的支援・人材活用」では、「業務アシスタントの配置の検討」とか具体的なものが出てきて、とてもうれしいなと思っております。それから「学校顧問弁護士制度の検討」、これは保護者対応の中で非常に難しい問題を提起されるということがありますので、法律的にはどこまで学校はそういうことに対応しなければいけないのかということは、校長としても非常に悩むところですので、法律的な整備をある程度していただけると対応が適切に、今までよりもできるのではないかと思います。ただ、「児童支援担当教諭の配置」ですけれども、小学校の教員はクラス担任がほとんどですので、人的な余裕が中学校に比べてないわけです。特に小学生で課題を抱える子どもたち、あるいは子どもたちの保護者が課題を抱えているというようなことも多くありますので、全校に対して児童支援担当教諭の配置が手厚くされるということも素晴らしいことだと思っております。

それから3番の「業務の適正化」では、「学校徴収金の徴収」も未納の家庭があったり、いろいろな中で難しいということがあります。それから「時間外での電話対応の検討」ですけれども、こういうものはすぐに実施ができるというような方向性が示されていますので、とても業務改善に向けての着実な一歩になるなと思っております。もちろん「部活動休養日の設定」、「長期休業中の「学校業務停止期間」の設定」、「定時退勤日等の設定」というのも管理職も含めて教員が一致協力していけば、よりよい方向ができるなと思っております。全体の方向性としては、これでよろしいかと思いますが、できれば少しでも早く、そういうものが実施されるようにスケジュールが前倒しされてくれると、学校にとってはとてもありがたいなと思っております。

神原教育次長　　ご意見ありがとうございました。15 ページ以降に各項目、スケジュール等も載せておりますけれども、今、委員からご指摘の早期の実現というところを目指しております。早期の実現を目指すに当たっては、こういった基本方針的なものがきちんと体系としてでき上がっていることが大切だと思います。これまでも児童支援担当教諭の配置ですとか、学校顧問弁護士の配置の要求とかがございました。ただ、それもこういった体系的な形での整理がなされていなかったことから、なかなか前進しないということもございますので、今回、この基本方針をつくって、項目として挙げさせていただいたことについては、先ほど議案の説明の中でも、今後の進捗管理について策定委員会から推進委員会に変えて実効性を持たせていくということも考えておりますので、そういう中でこのスケジュールどおり、もしくは前倒しで実行できるものは実行していきたいと考えております。

中林委員　　よくまとめていただいていると思います。確かに目標とかがきちんと出ていると仕事がしやすいかなということで、より良い形になっていただきたいと思います。質問ですけれども、学校徴収金ですが、教材費とか学級費を集めているかと思うのですが、頻度とか何かご苦労がありましたら、教えていただきたいと思います。

坪谷教育指導課課長補佐　　中学校は教材費等は銀行への引き落としとなっておりますが、小学校は現金徴収を取っているところがほとんどです。学校によって多少違いはあるようですが、多くは学期ごとに必要な分という形で現金徴収が多い現状です。

村上教育部長　　小学校ですけれども、大体どこの学校も学級費といって共同の物資を買うためのものを集金して、あとは教材費という形で、理科の教材であったり、図工の教材、あるいはドリル、ワークテスト類などを買って、それが学期ごとに集金する。そしてそれぞれ学期ごとに収支、特に学級費の場合にはそれをどのように使って、残金が幾らあるのかという会計報告を必ず管理職に提出する。そして各保護者に学期ごとに会計報告を出すようになっております。

中林委員　　給食費が公金化になったこともありまして、私の子どもの時代と少し変わっているのかなと思って確認させていただきました。学級費につきましては、特に小学校は子どもに小さな封筒に細かい数字を書いて集めていただいた記憶があります。ただ、期ごとではなく、もうちょっと細かい刻みの集金だったような気がしますので、そこについては大分負担が軽減されているかと思います。980 円と言われると非常に困るけれども、ただ、80 円とか 90 円というのが多くて、こちらもそうですけれども、集金をされる先生方もすごく大変だったのではないかと思います。10 円、20 円合わ

ないのが出てくるのかなと思っていますので、ちょっと今後の話になるかと思うのですが、例えば期ごとで年間を通してある程度の金額が見えるのであれば、繰越覚悟で1月期、2学期は1,000円とか1,500円とか丸めた数字にさせていただいて、期末に調整していただくのもありなのかと思いますし、6年生以外の学年については繰越金という扱いにさせていただくのも1つかなど、毎年、先生が非常に細かい計算をして領収書を出していて、最後はちゃんと印鑑もつかないとだめというふうに、いろいろ制限が入ってきたのを見て、これは絶対仕事への負担になっていると思いましたので、その辺も少し軽減をしていただけたらと思います。

それから全然違う話ですけども、働き方改革は、地域の方とかPTAとかの組織を最大限に活用していただきたいと思います。PTA関係者や保護者、地域の方といい関係が取れている学校や地域は、子どもたちに必ずいい影響があると見ています。今の時間に余裕のある高齢者、それから子育てが終わった中年層の方、それから若くても余裕のある方もたくさんいらっしゃるので、そういう形をぜひ発掘していただいて、うまく学校のニーズに合うようにつなげていただけたらと思います。学校の求めているニーズ以上のものをやり始めると、多分いろいろな影響が出てくるので、学校が引いてしまうのをいろいろな場面で私も遭遇していますので、そういうコーディネートをする必要があると思っています。一部の学校でミシンボランティアとかおやじの会が運動会のゴールのところで写真撮影のコントロールをしている学校がありますが、これは学校のニーズとやる側の温度がきちんと合っているからなのかなと思います。他の話にもつながってしまうのですが、そのあたりを最大限に活用していただけるような体制づくりを委員会としてもフォローしていただけたらと思います。

佐藤教育部参事 ご意見ありがとうございます。1点目の学校徴収金の部分については、中林委員からもございましたとおり、概算を最初にいただいて、後で精算をする方法であるとか、業者に直接支払ができるような方法もあると聞いておりますので、そういった方法を今後、詳細に詰めてまいりたいと思っております。

また、2点目の地域と学校との関係というところでは、委員からもございましたとおり、地域の方々はいろいろ子どもたちのためにということで、さまざまな活動をいただいているところです。その思いと学校のニーズがマッチすることが一番有効なのかなと思っていますので、委員会としましても、そういった形のマッチングができる働きかけができればよろしいかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

平岩教育長

他にありませんか。

ないようですので、議案第 43 号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 43 号藤沢市立学校教職員の働き方基本方針については原案どおり決定いたします。

×××

平岩教育長

続きまして、議案第 44 号藤沢市の部活動のあり方に関する方針についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

村上教育部長

議案第 44 号藤沢市の部活動のあり方に関する方針、以下「本方針」についてご説明申し上げます。(別冊資料参照)

本方針策定の趣旨等ですが、本市の部活動について、生徒にとって望ましい活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されることを目指して策定するものです。国の策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」にのっとり、神奈川県の一部活動の在り方に関する方針を参考に、市の方針を策定することが求められております。

次に、1 適切な運営のための体制整備についてです。(1) 部活動の方針の策定等では、校長は「本方針」にのっとり学校の部活動に係る活動方針を策定することを示しています。(2) 指導・運営に係る体制の構築では、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう部活動の適切な指導、運営に係る体制の構築について記載しております。

次に、2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組では、生徒の健康管理、体罰やハラスメントの根絶の徹底など適切な指導の実施について、「部活動用指導手引きの活用」について記載しております。

次に、3 適切な休養日等の設定についてでございます。部活動については、日本体育協会のスポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間において、行き過ぎたスポーツ活動は、スポーツ外傷やバーナルズのリスクが高まることから、休養日を少なくとも1週間に1日から2日設けること、さらに活動時間も週 16 時間未満とすることが望ましいとされています。このような観点から休養日の設定について、授業期間は週当たり 2 日以上休養日を設け、平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上休養日とすることとしています。また、1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、学校休業日は 3 時間程度とし、でき

るだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととしています。

次に、4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ及び文化的な活動の環境の整備では、生徒のニーズを踏まえた部活動の運営や地域との連携等について記載しております。

次に、5 学校単位で参加する大会等の見直しでは、本市教育委員会や校長が、学校単位で参加する大会等を主催者側に要請することについて記載しております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 44 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

大津委員 1点、確認です。方針の4ページの4で、「生徒のニーズを踏まえた」となっているのですが、働き方改革は、先生の多忙化を解消するというのが大きな要素だと思うのですが、生徒のニーズと先生の多忙化の解消のバランス、例えば適切な休養日等の設定ということで、お休みの日を設けるということですが、例えば運動をしている生徒さんだと、より強くなりたいとか、速くなりたいとかで1人で練習をすることが出てくるのではないかと思うのです。そういう意味で生徒のニーズと多忙化のバランスがこの方針で取れているというふうに理解してよいのでしょうか。

山田教育指導課指導主事 もちろん生徒の中には競技力の向上を強く願っている生徒もおります。ただ、そういった生徒に合わせてしまいますと、スポーツの医学の観点から障がいが起きたり、健全育成に支障が来ますということから、このような方針が出されたわけですが、生徒のニーズに合わせたところにおいて、そういった生徒が部活動以外の活動場所で活動できるような体制を今後整備していくように、地域のスポーツクラブとか、または部活動に所属しながら土曜日は部活動、日曜日はスポーツクラブというような形の活動もできるような環境整備を、社会全体で進めていく必要があります。また、教職員の多忙化解消につきましても、いろいろなニーズを持った生徒がおると思うのですけれども、顧問2人制にして土曜日に活動する部員は、競技力向上を目指して生徒に1人の顧問が練習につき、また、日曜日の活動については、スポーツを楽しみたいという生徒のために別の顧問が活動を支援するといった形でバランスを取っていかないととらえております。

大津委員 お話よくわかりました。ちょっと心配していたのは、生徒さんのニーズの方が優先してしまうのか、多忙化を解消する方が重要なのかということこ

ろで、当然多忙化を解消していくというのがとても大切だと思います。ただ、心配だったのは学校の部活が衰退というふうになっていってしまうと、例えば民間のスポーツジムに通ってしまうとか、そっちの方が優先してしまうと、学校の部活の意味が少し薄れてしまうのかなと少し心配をしたということです。

神原教育次長

大津委員ご指摘のとおり、部活動の在り方に関する方針ですけれども、第一義的には生徒の健康管理それから成長期における医科学の観点から、その活動時間とか適正な活動の方針を定めるというのが第一義的です。その中で、先ほどの働き方改革との関連も出てきて、活動時間ですとか活動日数、それから外部の指導者の導入とか教職員の働き方改革に資する部分もこちらの中に入っております。その両立が難しいと思っておりますけれども、基本的には生徒の健全育成のために時間・日数等の制限を加えていくということが第1にありまして、その中での生徒のニーズを踏まえた対応を考えています。教員の働き方改革については、そういった外部の力とか地域の力とかをお借りしながら、この部活動の在り方に関する方針を徹底することによって、子どもの健全育成と教職員の働き方の両立を目指していきたいと考えています。

飯島委員

部活動についての考え方は非常に多岐にわたってございまして、教職員の間でも積極的にやりたいという人もいれば、できれば部活動の顧問はしたくないと、ただ、学校事情として全員が顧問にならなければならないという現状があって、その狭間で十分に部活動の指導ができない方もいらっしゃる。そうしますと、生徒並びに保護者から何で他の部活はやってくれるのに、この部活はもっとやってくれないのかという声があると同時に、熱心にやる部活動の顧問には、こんなにやり過ぎているのではないかと、もう少し楽しい部活動、競技で勝つための部活動ではない部活動を目指していいのではないかと、このように錯綜していて、意見の一致を図ることができない状況にあります。そんな中で部活動を持っていくわけですが、ここに書いてある時間が、果たして守られるのだろうかという懸念があるわけですね。朝練習もありますし、それにプラスして午後の練習というようなことをすると、平日に2時間程度というような時間がすぐにオーバーしてしまう。それから学校の施設の関係で、体育館で部活動ができる日は例えば月曜日はバスケット部と何部というふうに関係が決められていて、十分に学校施設がないものですので、やりくりしながらやっている。そうすると、土日で例えば体育館だったら体育館、グラウンドだったらグラウンドを使えるというふうになると、日ごろできない部分をしていかなければいけないというようなものもありますので、絵に描いた餅にならなければいいなど

いう懸念をすごく持っています。それから学校単位で参加する大会の見直しをぜひ図ってほしい。水泳部がないのにスイミングに通っている子どもたちのために学校代表として出れば、引率者として先生が引率をしないとイケないということがございます。それから柔道、剣道についても地域の柔道、剣道のクラブに所属をしているけれども、学校として大会があると出ないとイケないという大会がありますと、そういうところに全然部活動として活動していない教員が、夏休みに引率をしないとイケないという面がありますので、いろいろな課題がある中で指導員を増やしていく、あるいは適切な時間を学校と教育委員会あるいは保護者とで考えていくというようなことをしながら、部活動が進められていけばいいと思います。ただ、少子化ということを考えると、10年、20年先には学校で部活動はできないのではないかと。つまり子どもたちのニーズに合っただけの部活動、文化部、体育部の数をそろえることは、教員が少なくなってきてできなくなるのではないかと。過渡的なものとしては適正なこういうようなことをしていけないとイケないけれども、より長期的には地域の中で部活動を担っていかざるを得ない。少子化が起これば必然的にそうならざるを得ないのかなと思っています。その過渡期の中でいろいろな施策ができて、子どもたちと教員が今よりもいい状態で部活動に励める環境がつくられるといいなと思っています。

山田教育指導課指導主事 最初にご指摘いただきました休養日等の時間が守れるのか、この方針が絵に描いた餅になってしまうのではないかとというようなご心配でございましたけれども、先ほど私の説明の中で、ちょっと言葉が足りなかったのですが、週休日とか活動時間についてはトップアスリートを目指すジュニアの選手にとっても有効といいますか、その練習量が十分トップを目指せる練習量であるということが前提となっております。

また来年度のカレンダーをもとに大会等日程を勘案しまして、シミュレーションをした結果、ある一種目ですけれども、年間52週と考えて、52回休日が取れるというような計算も立ちました。ただ、これは全国大会ですとか、県大会の上位大会に進出した場合は、長期休業中の平日等に休日を振り返る必要があるけれども、まずまず休養日等実現できるととらえております。

また、後半部分の「緩やかな部活動から地域へ」ということに関しても、持続可能な部活動というものを目指して、こういった方針が出されたと思っておりますので、喫緊の課題をクリアしつつ、緩やかに生徒にとって望ましい部活動が継続していくような形で考えております。

神原教育次長 今、山田指導主事の方から具体的な対策というか、お話をさせていただ

きましたが、実効性を持たせるということが今回の「部活動の在り方に関する方針」をつくっていく中で、一番議論になったりとか、注目されて長い時間をかけてやってきたところでございます。方針の大きな1番の(1)の「部活動方針の策定等」という項目がございます。この基本的な方針をもとに各学校の部活動で年間の方針を立ててやっていく。その中で当然時間の問題とか日数の問題についても学校長だけが知っているとか、顧問のところまでしか知らないということだけでなく、それに関わる生徒、保護者にもきちんとこういう方針ができたということ、それから学校は、こういう考え方で1年間部活動をしていくということを、まずお知らせをして、ご理解の上でやらせていただくといったところで実効性を担保していきたいと考えております。

それから委員のご指摘のあった将来的なことの部活動を見据えますと、文部科学省のスポーツ庁でも将来的に学校における部活動というのは限界があるだろうと、地域のスポーツクラブにおいて地域の子どもたちが幼少期から青年期にかけて運動をしていくというスタイルが、最終的なスタイルではないかというビジョンも示されておりますので、個々の中で、喫緊の課題としては健康面に留意をし、バーンアウトとかそういったものが起こらないように、将来にわたってスポーツを楽しんだり、中には将来的にトップアスリートになる選手も出てくると思いますが、そういったところの総合的な観点から今現在できることを部活動の範囲の中でやらせていただきたいというふうに考えております。

中林委員

保護者の観点から一言。うちの子どもたちも漏れなく部活動の指導をしていただきました。顧問が途中で代わったり、途中から朝練が始まったり、とても熱心に見ていただいたと思っています。親の過度な期待があるのかなと思うところがありまして、当然、コンクールに出れば、だめ金でなくて金賞がいいとか、何の部活もそうですけれども、当然親は持っているのですけれども、市立中学校の部活動の求めているところは、社会教育というか、集団教育という人としてという部分が私は一番だと思っていますので、それをお任せできる顧問と出会えるかどうかというところかなと感じたところがあります。いろいろ問題があったときもあったのですが、そのときにも先生はきちんと向き合って話してくださいましたし、できたまではいかないけれども、信頼関係をつくる努力はお互いにしたと思っています。そういう先生方との信頼関係ももちろんですけれども、それも含めて親に意識改革も必要のかなと感じますので、なかなか発信しても見ない親は見ないのですけれども、それでもやはり発信していただかないと、底は上がらないと思いますので、これはどの話でも最終的に同じ話になって

しまうのですけれども、声を大にしていろいろなタイミングで地域の方を巻き込みながら、保護者の意識改革もしながら、子どもの育成を見守っていくという形で部活動の方も頑張っていたいただければと思います。

窪島教育指導課長 顧問との出会いというところも部活動にとってはある意味、醍醐味であり、また、子どもにとって保護者にとって大きな問題でもありというふうに思っています。子どもも部活動によって育つものでもありますけれども、教員も部活動によって育つ部分もあるのかなと思っています。今回の方針につきましては、当然、私どもといたしましても学校に周知するとともに、保護者にも周知しなければいけないと思っておりますので、まずは4月に入りましたら、この方針については今一度校長会にも私どもの方で周知をさせていただきますし、また、保護者あてにも学校を通して周知していこうと考えております。また、学校についてもこの方針をもって来年度の部活動の予定を立ててもらおうという予定をしておりますので、よろしくご理解ください。

平岩教育長 他にご意見等はありませんか。

ないようですので、議案第44号につきましては、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第44号藤沢市の部活動の在り方に関する方針については、原案どおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 以上で、本日予定しておりました審議する案件はすべて終了いたしました。委員の方で前回の定例会から本日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。

木原委員 2月26日、文部科学省で開催されました「市町村教育委員会研究協議会」に中林委員とともに参加してまいりましたので、ご報告いたします。

この目的は、教育及び教育行政全般について市町村教育委員会委員の理解を深め、教育委員会運営の活性化に資するというもので、はじめに「初等中等教育施策の動向について」、文部科学省初等中等教育局企画課長より説明がありました。プログラミング教育には積極的に先生方で学び合って事例をつくってほしいということ、ICT整備の格差は自治体の責任であり、せめて課程に追いつくようにということ、働き方改革では日本の教員の守備範囲の広さを解決するために、地域やPTA組織などの社会資源の活用も含めたスクールマネジメントを推進してほしいということ、デジタル教科書の履修科目での活用へと方向性が変化していることなどがございました。

その後、5つの分科会に分かれて、分科会1「新教育委員会制度を通じた教育委員会運営の活性化について」、2「教育の情報化について」、3「学校における働き方改革について」、4「いじめ対策・不登校支援について」、5「地域と学校の連携・協働について」の5つに分かれての分科会がございました。私が参加したのは、分科会3「学校における働き方改革について」で、こちらではグループワークでそれぞれ自治体の取組や状況、内容、今後の進め方を共有し、既に実施している自治体での効果や課題を知り、参考となる情報を得ることができました。具体的には既に統合型校務支援システム導入、また、留守番電話導入、部活動ガイドライン作成、部活動指導員予算化、夏休み学校閉庁施行例等がありました。導入の有効性や課題について意見が出されまして、大変勉強になりました。また、結果として教職員の時間を働き方改革の結果、自己啓発、自己研さん、生涯教育等に割くことができ、よりよい授業やよりよい教育につながるという意識で考えてほしいというような総論のお話もありました。分科会5については、中林委員からお願いいたします。

中林委員

続けて、分科会5「地域と学校の連携・協働」ですが、地域、学校協働活動と学校運営協議会、コミュニティスクール制度の一体的な活動の紹介の後に、グループワークで地域それぞれの特性を活かした活動紹介と、その課題や改善方法などを議論してきました。テーマのカラーからPTA経験者が多くいらっしゃいました。放課後や長期間の休みの子どもたちの居場所づくりや、子ども食堂などに企業を巻き込んで地域と協働して運営していることや、文教大学が足立区の方に移転をするそうで、そこで2,000人規模の異動があるそうですが、そこでの大学生の活用も既に準備が始められていることなど、皆さん得意分野での活動報告でして、私もとても興味を持てる内容でした。

また、先ほどのお話した部分と重なるところもあるのですが、地域学校協働活動とコミュニティスクール制度は切り離すことができないことを考えると、制度については藤沢市では、三者連携事業活動や青少年育成協議会の活動やPTAやおやじの会など、多岐にわたる活動が各地域でそれぞれの特色を生かして行われています。そのため複雑に関係し合っている部分も多々あり、学校単位で切り離すことができないこともあるかと思うのですが、さまざまな課題はあるかと思いますが、連携を取りながらコミュニティスクールは学校を中心に先生方の負担が増えることのないような形で熟慮しながら、進めていく必要があると強く思いました。これが良い形になれば、それは自ずと教員の皆さんの負担軽減にもつながるはずだと思っています。大変勉強になりました。ありがとうございます

ました。

平岩教育長

木原委員、中林委員には「市町村教育委員会協議会」の研究会にご出席いただきまして、ありがとうございました。今、お話を伺いまして、働き方改革また地域との協働は、藤沢市にとっても今後取り組んでいかなければならない課題だと思っておりますので、また、別の機会に詳しく聞かせていただけたらと思っております。

ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。4月17日(水)午後3時から、傍聴者の定員20名、場所は本庁舎3階 3-3会議室において開催ということでよろしいでしょう。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長

それでは、次回の定例会は4月17日(水)午後3時から、傍聴者の定員20名、場所は本庁舎3階 3-3会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしましたので、閉会といたします。本日につきましては、開始時間が遅れまして、申し訳ありませんでした。

午後7時40分 閉会